

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 令和二年度地籍調査事業計画の策定……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……
- 建設業法第二十九条の二による告示……………
- ……(都市整備局市街地建設部建設業課)……
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……

### 公告

### 告示

- 開発行為に関する工事完了……………
  - ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……
  - 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……
  - 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……
  - 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………(同)……
  - 東京都指定給水装置工事事業者の事業再開……………(同)……
- 東京都告示第千三百七号  
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三  
 第二項の規定により、次のとおり令和二年度地籍調査事業  
 計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき告示する。  
 令和二年十月二十一日

調査を行う者	調査区域	調査期間
東京都知事 小池 百合子		
中央区	中央区新川一丁目、勝どき五丁目及び勝どき六丁目の各地方内	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
港区	港区南青山三丁目及び南青山四丁目の各地方内	
新宿区	新宿区若葉三丁目、須賀町、信濃町及び南元町の各地方内	
文京区	文京区本郷三丁目及び湯島二丁目の各地方内	
台東区	台東区入谷一丁目、入谷二丁目、竜泉一丁目、千束一丁目及び千束二丁目の各地方内	
墨田区	墨田区緑二丁目、緑三丁目及び緑四丁目の各地方内	
江東区	江東区塩浜二丁目及び潮見一丁目の各地方内	
品川区	品川区大井七丁目及び北品川三丁目の各地方内	
目黒区	目黒区下目黒六丁目、五本木二丁目、祐天寺二丁目、目黒本町四丁目及び目黒本町五丁目の各地方内	
大田区	大田区大森北四丁目、東雪谷二丁目及び矢口二丁目の各地方内	
世田谷区	世田谷区若林一丁目、豪徳寺二丁目、喜多見三丁目及び喜多見六丁目の各地方内	
中野区	中野区上高田五丁目及び松が丘二丁目の各地方内	
杉並区	杉並区高円寺南三丁目、天沼一丁目、天沼二丁目、天沼三	
豊島区	丁目、本天沼二丁目、本天沼三丁目、上萩一丁目、清水一丁目及び清水二丁目の各地方内	
荒川区	豊島区千川一丁目及び千川二丁目の各地方内	
板橋区	荒川区町屋二丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、東尾久五丁目、西尾久一丁目及び西尾久二丁目の各地方内	
練馬区	板橋区向原三丁目、小茂根一丁目及び小茂根三丁目の各地方内	
葛飾区	練馬区豊玉上一丁目、豊玉上二丁目、豊玉中三丁目、豊玉中四丁目、豊玉南三丁目、豊玉北一丁目、豊玉北二丁目、豊玉北三丁目、中村南一丁目、中村南二丁目、中村南三丁目及び南大泉二丁目の各地方内	
江戸川区	足立区神明三丁目の地方内	
八王子市	葛飾区小菅一丁目、亀有三丁目、亀有五丁目及び西亀有四丁目の各地方内	
三鷹市	江戸川区江戸川一丁目、東篠崎一丁目及び南篠崎町五丁目の各地方内	
青梅市	八王子市千人町一丁目、千人町二丁目、千人町三丁目、日吉町、平岡町、本郷町、大横町、本町及び元横山町二丁目の各地方内	
	三鷹市上連雀五丁目及び上連雀六丁目の各地方内	
	青梅市千ヶ瀬町五丁目、千ヶ瀬町六丁目、吹上、大門一丁目及び谷野の各地方内	

府中市若松町三丁目及び若松町四丁目の各地内

調布市下石原三丁目の地内

町田市鶴川四丁目の地内

小金井市緑町二丁目及び緑町三丁目の各地内

小平市学園西町三丁目の地内

日野市三沢五丁目の地内

東村山市秋津町及び諏訪町の各地内

国分寺市北町四丁目及び北町五丁目の各地内

福生市大字熊川、大字福生、及び大字福生二宮の各地内

武蔵村山市伊奈平二丁目及び伊奈平三丁目の各地内

多摩市連光寺一丁目、聖ヶ丘一丁目及び聖ヶ丘五丁目の各地内

羽村市羽西三丁目の地内

あきる野市五日市字松原ヶ谷戸、同字川端、同字小能、同字番場、小中野字栗原及び同字大鳥前の各地内

日の出町

檜原村

奥多摩町

西多摩郡檜原村上元郷の地内

西多摩郡奥多摩町海澤の地内

●東京都告示第千三百八号

次の建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第

二十九条の二第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出のないときは、建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づき、当該建設業者の許可を取り消す。

令和二年十月二十一日

東京都知事 小池百合子

商号 代表者氏名 主たる営業 許可番号 許可年月日

株式会社 代表取締役 中野区若宮 東京都知事 平成二  
サンキョ 岡 由浩 三丁目一番 許可(般) 十九年  
ウ建設 十七号 二十八)第 一月二  
一四六三四 十日

○号

●東京都告示第千三百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十一日

東京都知事 小池百合子

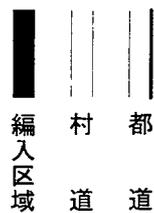
一 路線名 神戸山多幸

二 変更の区間 神戸島村字鍛冶山二百九十一番一地内から同村字鉄砲場三十七番三地内まで

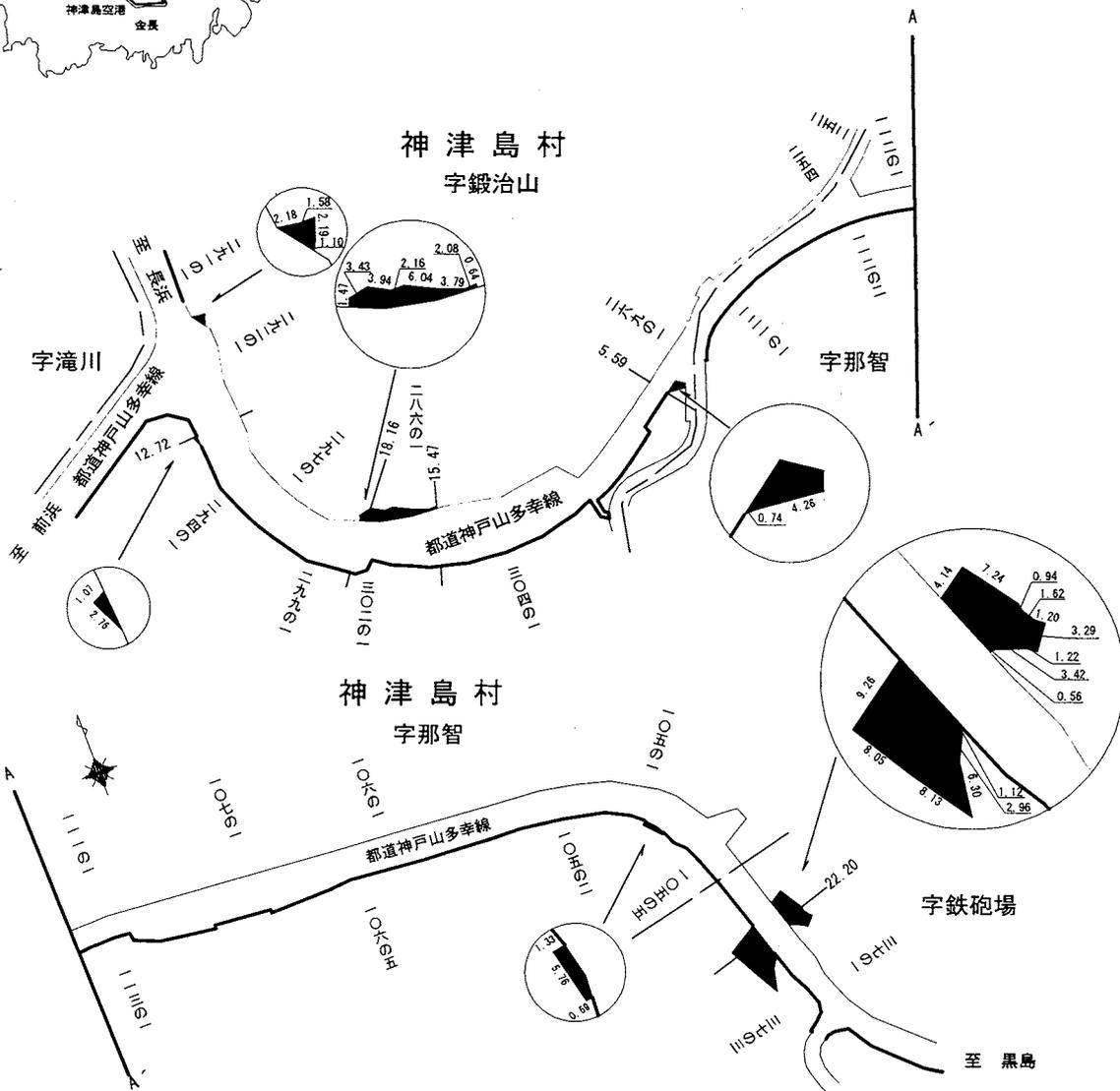
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道神戸山多幸線区域変更略図  
神津島村字鍛冶山、字鉄砲場



延長 六三・七六メートル  
面積 二二六・三四平方メートル



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市下里六丁目五百九十九番一(第一工区・第二工区) 練馬区石神井町二丁目二六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

稲城市大字矢野口字根方三百三番三、三千百四番一及び字西山三千百二十二番一 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和二年十月二十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日  
一〇一二 株式会社 川村 晃弘 足立区千住 令和二年  
三 清新設備 元町二十九 九月三十  
番十二号 日

一〇二二 株式会社 仁平 圭一 埼玉県川口市江戸袋一丁目三番六号 同日

一〇二二 山梨空調設備株式会社 小田切和美 山梨県中巨摩郡昭和町西条四千三百十番地 同日

一〇二二 目黒住設株式会社 武藤 寛 目黒区自由が丘一丁目十九番三十号ノア自由が丘一〇四 同日

一〇二二 株式会社 ヤマダ水道設備 山田(洋造) 埼玉県越谷市大字南荻島四千三百九十二番地 同日

一〇二二 株式会社 モダンリビング 大原 和洋 日野市南平四丁目十三番地の十六 同日

一〇二二 株式会社 Call edge 池谷 隆央 世田谷区玉川三丁目三十二番十号 同日

一〇二三 株式会社 グループ 都合 健太 神奈川県相模原市南区南台一丁目七番十九号 同日

一〇二三 東京ガスライフパル多摩中央株式会社 富沢 広祐 立川市曙町三丁目六番十三号 同日

一〇二三 有限会社 江口住設 江口 隆博 清瀬市梅園二丁目四番二号 同日

一〇二三 テラオラ 寺尾 剛 福井県越前 同日

三 イテック株式会社 市本保町第八号五番地の一 同日

一〇一三 リプレス株式会社 佐々木政人 足立区千住旭町三十一番二一〇九号 同日

一〇一三 村野商会 成田 貴治 あきる野市二宮二千三百三十三番地 同日

一〇一三 飯沼設備 飯沼 貴啓 千葉県松戸市常盤平柳町二十四番地の一常盤平柳町住宅F棟 同日

一〇一三 Chic 池部 潤一 神奈川県相模原市中央区田名塩田四丁目二番二十四号 同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和二年十月二十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日  
八三四 株式会社 中村 秋彦 世田谷区野沢三丁目三年十一月

中村工業

四四七二	有限会社 飯田工業	飯田 孝	十九番十号	三十日	一九八六	大成設備 株式会社	児玉 雅宏	新宿区西新宿二丁目六番一號新宿住友ビル四十五階	同日	八八九九	清新設備 川村 晃弘	足立区千住元町二十九番十二号	同日		
三二二	鈴木管工 株式会社	鈴木 邦彦	杉並区下高井戸一丁目二十一番五号	令和二年三月三十日	九八七	有限会社 原工業所	片瀬 松夫	世田谷区上野毛一丁目二十五番八号	同日	東京都指定給水装置工事事業者の事業休止について	東京都水道局長 浜 佳葉子				
四六三九	朝日テク ノ株式会社	松延 邦子	練馬区豊玉南三丁目三十二番六号	同年四月十日	一九二三	有限会社 桶傳工業 所	大木安久里	板橋区大山西町六十九番一號	同日	水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があった。	令和二年十月二十一日				
四五九七	有限会社 阿部設備	阿部 祐樹	東大和市向原四丁目三番七号	同年五月三十日	二二八六	株式会社 三浦設備	三浦 和幸	中野区大和町二丁目十番十一号	同日	東京都指定給水装置工事事業者の事業再開について	東京都水道局長 浜 佳葉子				
三六六六	桜設備	高見 孝	世田谷区桜二丁目十番三十九号	同年八月三十日	二二七九	株式会社 影山設備	影山 定之	江戸川区南篠崎町一丁目十一番一號	同日	五〇九三	有限会社 シンヤハ ウジング	澁谷 佑介	足立区栗原三丁目二十番十四号	平成二十九年三月三十一日	
三四八八	鈴木管工	鈴木 義行	西東京市向台町六丁目十一番十五号	同月三十一日	二九三七	村野電気 商会	村野 半次	あきる野市野辺四百五十六番地	同日	一一五一	白井水工 白井 吾郎	葛飾区金町三丁目三番一號	令和二年八月三十一日		
四一〇九	株式会社 エプコ	岩崎 辰之	墨田区太平四丁目一番三号オリアスタワー十二階	同日	三一七五	東久工業 株式会社	久保 浩	青梅市仲町二百九十三番地	同日	東京都指定給水装置工事事業者の事業再開について	東京都水道局長 浜 佳葉子				
四七三五	柳田工業 株式会社	柳田 茂雄	三鷹市上連雀三丁目十二番十二号	同日	三四九五	有限会社 宮沢設備 工業	宮沢 和博	世田谷区上祖師谷五丁目八番二一號	同日	水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の再開の届出があった。	令和二年十月二十一日				
六三三〇	有限会社 北川設備	北川 仁	北区赤羽西四丁目一番八号	同日	四五五八	有限会社 東出設備 工業	東出 孝次	大田区新蒲田一丁目十四番十五号	同日	東京都水道局長 浜 佳葉子					
五四一五	佐久間風 呂店	佐久間次郎	神奈川県相模原市緑区橋本四丁目十六番二号	同年九月十五日	五三四九	栃木設備	栃木多久知	練馬区田柄五丁目七番一號	同日	指定番号 商号 代表者 住所 再開年月日	四〇〇〇	有限会社 城東興業	松原 明男	葛飾区西亀	令和二年五月二十

十六番十七  
号松原ビル  
日

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 ○三(五三三二)一一一一(代)  
郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号  
113-0001

